

解散公告

当社は、令和八年五月二十日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年六月十五日

山口県光市虹ヶ丘五丁目一六番三号

合同会社COCON

代表清算人 石森 麻由

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年六月十五日

徳島県徳島市両国本町一丁目一七番地

特定非営利活動法人MOA眉山の会

代表清算人 佐田 耕一

解散公告

当社は、令和八年五月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年六月十五日

愛媛県松山市湊町四丁目八番地四

有限会社みなとや

清算人 相原 賢吾

解散公告

当社は、令和八年五月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年六月十五日

福岡県春日市平田台六丁目一八番地

株式会社プリズム

代表清算人 島尾 尚男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年六月十五日

福岡市南区曰佐五丁目二番二三号

三扇商事株式会社

清算人 呉 義 憲

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十五日

熊本県宇城市松橋町曲野二六一番地一マ

ンション 楓館二〇二号

株式会社勝福

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年六月十五日

大分県臼杵市野津町大字野津市一四四番地

有限会社富士荘

清算人 麻生 栄典

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年六月十五日

大分県大分市大字田原九六番地（エスポ

ワールわさだ式番館一〇三三）

合同会社エスベランサソリューション

清算人 久留浩一郎

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年五月二十八日堺市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年六月十五日

大阪府大阪市中央区城見一丁目二番二七号

クリスタルタワー一二階株式会社URリン

ケージ西日本支社内

堺市高倉台近隣センター土地画整理組合

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月三十日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年六月十五日

山口県岩国市相ノ谷二八九番地

宗教法人常善寺

清算人 龍石 章史

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年五月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年六月十五日

大分県宇佐市安心院町内川野四三一番地の一

農事組合法人びしゃもん

清算人 佐田美次郎

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月二十日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年六月十五日

山形県東田川郡庄内町狩川字阿古屋九〇番地

善立寺

清算人 内藤 秀縁

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月三十一日、社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年六月十五日

横浜市港南区港南台七丁目四二番三〇号サ

ンライズ港南台二一〇号

医療法人社団信陽会

清算人 富永 陽子

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年五月十五日開催の定時総会で決議し令和八年五月二十六日広島県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年六月十五日

広島県呉市東惣付町一番五号

惣付生産森林組合

代表清算人 水口 正信

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月十五日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年六月十五日

愛媛県西条市周布一四〇六番地一 賢如院

清算人 池田日出夫

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月十五日

沖縄県浦添市牧港四丁目二番二〇号

医療法人三真会

清算人 石川 真